

青森市トラック等運送事業者緊急対策支援金（追加支援） のお知らせ

長引くエネルギー、食料品等の物価高騰等の影響を受けているトラック等運送事業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者）に対し、事業継続を支援するため、支援金を交付します。

対象となる事業者

- 貨物自動車運送事業法による許可等を受け、次の要件を満たすトラック等運送事業者
 - 1 青森市内に本店または支店、もしくは営業所があること
 - 2 令和元年12月末日までに納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者または市外に住所がある個人事業主にあつては本店等がある市区町村の税）に未納がないこと
- ※（公社）青森県トラック協会の会員・非会員は問いません。

支援金額

- 1事業者につき
 - ・大型車（最大積載量10t以上）車両台数×3万円（上限60万円）
 - ・中型車（最大積載量2t以上10t未満）車両台数×2万円（上限40万円）
 - ・小型車（最大積載量2t未満）車両台数×1.5万円（上限30万円）
- ※ 車両台数は、令和5年12月1日現在
（ただし、車両台数は、青森市内の本店または支店、もしくは営業所のものに限る。）

申請期間・申請方法

- 令和6年1月15日（月）から令和6年2月29日（木）まで
- 申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて申請（郵送または持参）してください。
- 申請内容を確認後、市から支援金を交付します。

【郵送または持参先】

今回は、青森県トラック協会青森支部を経由せず、市へ直接申請してください。
〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所経済政策課 産業企画チーム宛
※申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

【お問合せ先】青森市経済政策課 産業企画チーム
☎017-734-5227（平日：8時30分～17時）

申請に必要な書類

- 令和5年12月1日時点において保有している車両が対象となります。
前回（8/31 申請期限）申請された事業者であっても、12/1 時点の車両一覧表及び車検証を改めて提出してくださるようお願い致します。
- 申請書の様式については、青森市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

【申請に必要な書類】

前回（8/31 申請期限）申請された事業者で、変更がない場合は、下記⑤～⑦の添付書類は省略可能

- ① 令和5年度青森市トラック等運送事業者緊急対策支援金（追加支援）交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ② 委任状
※申請者と振込先口座名義人がいずれも本店の場合は不要
 - ③ 申請車両一覧表（様式第2号）
 - ④ 交付の対象となる自動車の自動車検査証の写し（自動車検査証記録事項を含む）
-
- ⑤ 申請者の営業の実態を確認できる書類
※（例）令和4年分の確定申告書の写し、事業実績報告書の写し等
 - ⑥ 納税証明書
※市外に本店を有する事業者または市外に住所がある個人事業主の場合のみ
※市内に本店を有する事業者については不要
 - ⑦ 振込先口座の通帳等の写し
※普通預金の場合は、表紙と表紙の裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写し
※当座預金の場合は、当座小切手帳など当座預金の口座番号等が確認できる書類の写し